

桶川市章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市章及び市旗の制定(昭和43年桶川市告示第27号)に定める桶川市章(以下「市章」という。)を市(市長その他の執行機関及び議会をいう。)以外の者が使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 市章を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ桶川市章使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、市章を使用しようとする事業等が入場料、出品料その他の費用を徴収する場合には、当該事業等に係る収支予算書を前項に規定する申請書に添付しなければならない。この場合において、当該事業等の終了後は速やかに収支決算書を提出しなければならない。

(承認基準)

第3条 市長は、市章を使用しようとする事業等が、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうものでないこと。
- (2) 法令に違反するものでないこと。
- (3) 営利を主たる目的とするものでないこと。
- (4) 公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 人権侵害につながるおそれのあるものでないこと。
- (6) 政治的又は宗教的性質を有するものでないこと。
- (7) 特定の社会的・文化的主義を広めることを目的とするものでないこと。
- (8) 桶川市暴力団排除条例(平成24年桶川市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらに準ずるものの利益になるおそれのあるものでないこと。
- (9) その他使用を承認することが不相当と認められるものでないこと。

2 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、使用の可否を決定し、桶川市章使用承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用条件)

第4条 市長は、前条第2項の規定により市章の使用を承認する場合は、必要に応じ条件を付すことができる。

2 前条第2項の規定により市章の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市章を使用するに当たり市章の色若しくは形状を変更し、又は文字を加える等の変更を加えて使用してはならない。

3 使用者は、使用承認を受けた市章の使用目的を達成したとき又は使用期限が到来したときは、速やかに市章の使用を終了しなければならない。

(変更申請)

第5条 使用者は、使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ桶川市章使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、変更の可否を決定し、桶川市章使用変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(承認取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用承認を取り消すとともに、市章の使用の差止め、市章を使用した物件の回収その他必要な措置を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(2) 第3条第1項に規定する承認基準を満たさないと認めたとき。

(3) 承認した使用目的以外に使用したとき。

(4) 第4条第1項に規定する使用の条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が取消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の取消しを行ったときは、桶川市章使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

(免責)

第7条 使用者が市章の使用により第三者に対して損害を与えた場合又は前条の規定により市章の使用承認を取り消したことにより損害が生じた場合であっても、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、同日以後に市章を使用する事業等について適用する。
- 2 市章の使用に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

桶川市章使用承認申請書

年 月 日

桶 川 市 長

団体名称
(申請者) 住所又は所在地
代表者・担当者氏名
電話番号

桶川市章の使用について次のとおり申請します。

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 添付書類
使用例が分かる図面、チラシ等
収支予算書(入場料、出品料その他の費用を徴収する場合)

桶川市章使用承認・不承認決定通知書

第 年 月 日
号

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった桶川市章の使用の可否について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

承認する

承認しない
(理由)

2 使用に係る条件

- ・ 桶川市章の使用に関する取扱要綱を遵守すること。
- ・ 申請書の内容を遵守すること。
- ・ 収支予算書の提出が必要な事業等においては、事業等の終了後に収支決算書を提出すること。

桶川市章使用変更承認申請書

年 月 日

桶 川 市 長

団体名称
(申請者) 住所又は所在地
代表者・担当者氏名
電話番号

年 月 日付けで承認を受けた市章の使用について、内容を変更したいので、次のとおり申請します。

1 承認を受けた年月日及び番号

2 事業等の名称

3 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更理由

様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

桶川市章使用変更承認・不承認決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のありました市章の使用の変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認

(1) 桶川市章の使用に関する取扱要綱第3条第2項の規定により承認を通知した年月日及び番号

(2) 事業等の名称

2 不承認

理由

桶川市章使用承認取消通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付で承認した市章の使用について、次の理由により取り消しますので通知します。

つきましては、現在使用中のものは直ちに使用を中止し、市章を使用した物件の回収等を行ってください。

1 事業等の名称

2 取消しの理由